

## 基本目標Ⅱ 女性が活躍できる社会づくり（女性のチャレンジ支援※1）の推進

男女が共にあらゆる分野に参画し、その個性と能力を十分に発揮することができる社会づくりが重要です。

特に、政策・方針決定過程への女性の参画が重要ですが、例えば県の審議会等の委員に占める女性の割合は増加傾向にあるものの、社会の様々な分野での女性の参画の割合はまだ少ない状況です。

そのため、政策・方針決定過程への女性の参画の促進や女性の能力向上への支援を行うとともに、国際的な男女共同参画への取組に対する理解や国際協力活動への参画を促進することにより、女性のエンパワーメント※2を進めることが必要です。

### ※1 女性のチャレンジ支援

男女共同参画会議が、小泉内閣総理大臣からの指示により、様々な分野における女性のチャレンジ策について調査・検討を行い、その結果を「女性のチャレンジ支援策について」として決定し、これを受け、平成15年6月に男女共同参画推進本部は「女性のチャレンジ支援策の推進について」を決定しました。

「女性のチャレンジ支援策の推進について」における具体的な取組

- 1 女性が活躍できるようなポジティブ・アクションの推進  
社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に占める女性の割合が、少なくとも30%となることを目指して、各種取組が進められるよう奨励します。
- 2 いつでも、どこでも、誰でもチャレンジできるネットワーク環境づくり  
気軽に相談できるよう総合的な窓口を作り、各地域の女性センター等で必要な情報が得られるようにします。
- 3 身近なチャレンジモデルの提示  
女性のチャレンジ賞表彰等において身近なチャレンジを提示し、一人一人が具体的に自分にあったチャレンジをイメージし、選択できるようにします。

### ※2 エンパワーメント

個人として、そして／あるいは社会集団として、意思決定過程に参画し、自律的な力をつけることです。

## 重点目標 1 政策・方針決定過程への女性の参画の促進

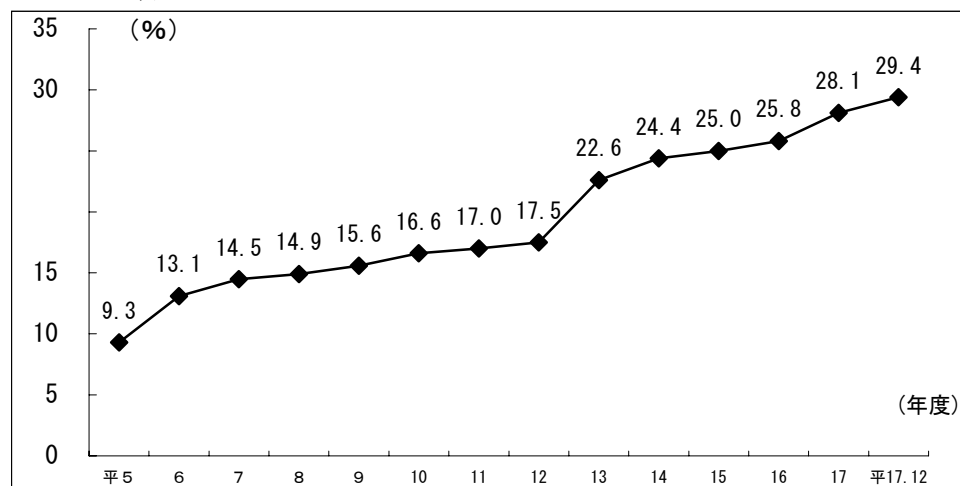
### 【現状と課題】

県・市町村の審議会等への登用等、政策・方針決定過程への女性の参画は徐々に増加しているものの、社会の様々な分野での女性の参画の割合はいまだ少ないのが現状です。

国では、平成 15 年 6 月の男女共同参画推進本部決定における「社会のあらゆる分野において、2020 年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも 30%程度になるよう期待する。」との目標に向けて計画的に取り組むこととしています。

県においても、社会のあらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画を拡大するため、率先して取り組むとともに、市町村、企業、団体、地域等での取組を促進することが必要です。

新潟県の審議会等への女性の登用率（再掲）



資料：新潟県 \*各年 6 月 1 日現在

### (施策の基本的方向・施策の展開)

(1) 県の審議会等への女性登用を推進します。

- 県の審議会等委員への女性の積極的な登用を推進します。 (全部局)

(2) 女性県職員・教職員の育成・登用を推進します。

- 本人の適性や希望にあわせ、多様な職務を経験させるとともに、外部への派遣研修等を通じて、積極的に育成と登用を推進します。  
(総務管理部、病院局、企業局、教育庁、警察本部)

(3) 市町村の政策・方針決定過程への女性の参画を促進します。

- 市町村の政策・方針決定過程への女性の参画状況等を取りまとめ、情報提供します。 (全部局)

(4) 企業、団体、地域等における方針決定過程への女性の参画促進を支援します。

- あらゆる機会を通じて企業、団体等に対し、積極的改善措置（ポジティブ・アクション(※)）に関する情報等を提供し、女性の登用等を促進します。  
(県民生活・環境部、産業労働観光部)

(5) 政策・方針決定過程の透明性の確保に努めます。

- 政策・方針決定過程において、意見などを募集するパブリック・コメントの手続きが一層活用されるよう努めます。(全部局)
- 県民一人ひとりが政治や選挙に関心を持つとともに、投票への参加が推進されるよう啓発に努めます。(総務管理部)

(6) 調査・研究を行います。

- 女性の社会参画状況を定期的に調査するとともに、先進事例等の情報収集と参画拡大に向けた制度・仕組みなどの調査、研究を行います。(県民生活・環境部)

**※ 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）**

積極的改善措置は、新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例第2条第2号において、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する「機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。」と定義されています。

新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例上の積極的改善措置は、男女の実質的な機会の平等を目指すものであり、様々な人々の差異を無視して一律平等に扱うという結果の平等まで求めるものではありません。

## 重点目標 2 女性の能力発揮への支援

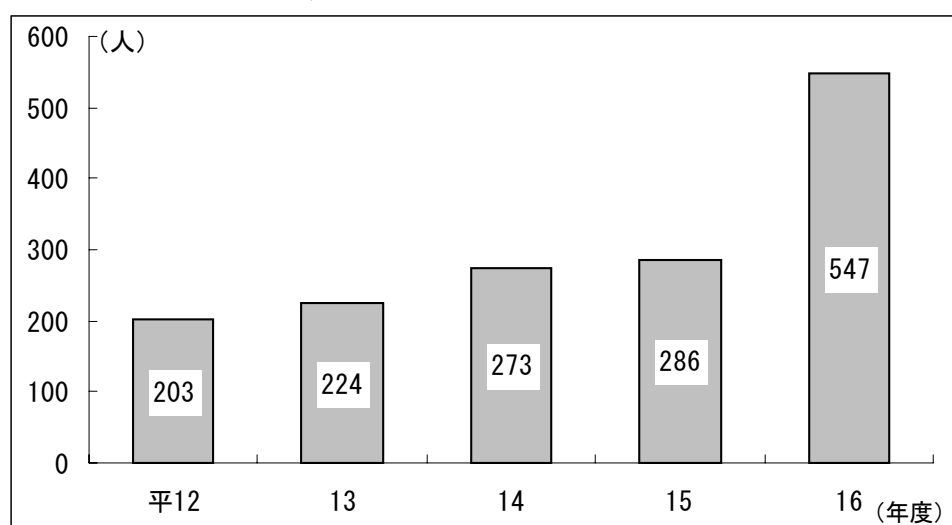
### 【現状と課題】

県内で活躍する女性有識者等を登録する女性人材登録者数が年々増加するなど、女性人材の育成・発掘は徐々に進んできていますが、十分といえる状況ではありません。

そのため、女性が個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に参画していくためには、より一層多様な能力を身につける必要があります。

また、能力の向上や仕事・地域活動への参画など様々なチャレンジを行う女性に対して学習機会の充実や情報提供等、積極的に支援することも必要です。

女性人材登録者数（累計）（新潟県）



資料：新潟県

\*時点 平成12年、平成13年 …… 4月 1日  
平成14年、平成15年、平成16年 …… 3月31日（年度末）

### （施策の基本的方向・施策の展開）

#### （1）あらゆる分野に参画できる女性人材を育成します。

- 女性が自らの意思によって、社会のあらゆる分野における活動に参画する力をつけられるよう、実践的な研修や学習の機会を積極的に提供します。  
(県民生活・環境部、教育庁)
- 女性が力をつけ発揮できるよう、大学や、公民館等と連携し協力しながら、生涯を通じた学習機会の充実に努めます。  
(総務管理部、県民生活・環境部、教育庁)
- 女性の権利に関連の深い国内法令や条約などについて、わかりやすく広報するなどその内容の周知に努めます。  
〔再掲〕

(2) 女性の人材に関する情報を収集、整備し、提供します。

- 女性の参画を促進するため、各分野で活躍する女性の情報を把握・充実し、提供します。  
(総務管理部、県民生活・環境部)

(3) 女性団体への活動支援を充実します。

- 女性団体・グループ、NPO等の自主的な活動を支援し、女性の社会参画を促進するとともに、その活動成果の普及促進に努めます。  
(全部局)
- 新潟ユニゾンプラザ内の女性センター機能を充実し、女性及び女性団体の活動の場の提供に努めます。  
(県民生活・環境部)

(4) 女性の情報通信技術の能力を向上します。

- 女性及び女性団体等の情報活用能力の向上のための取組を推進します。〔再掲〕

(5) 女性の様々なチャレンジを支援します。

- 能力の向上や仕事・地域活動などへの参画といった様々なチャレンジを行う女性の意欲を後押しするため、情報提供や相談、活動の場の提供等により積極的に支援します。  
(県民生活・環境部)
- 女性の起業を支援するため、情報や研修などの機会の提供に努めます。  
(県民生活・環境部、産業労働観光部、農林水産部)

### 重点目標3 国際的な男女共同参画の取組の理解と国際協力活動への参画促進

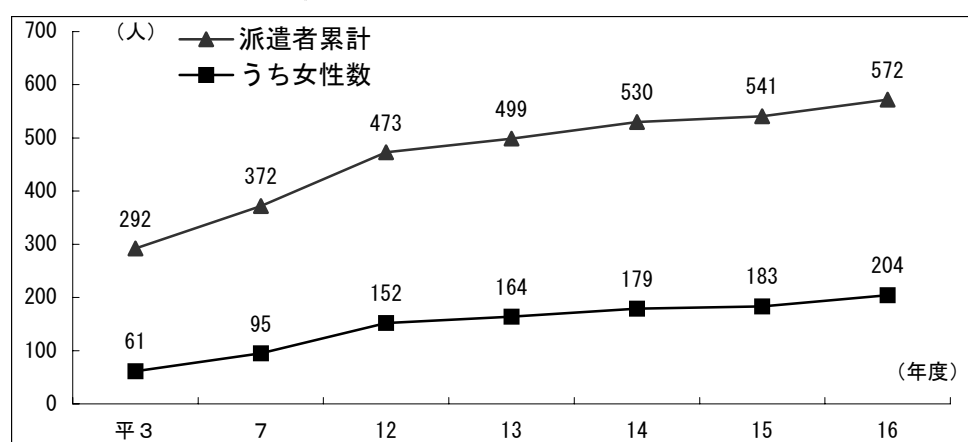
#### 【現状と課題】

男女共同参画の取組は、国際的な動きに連動し、影響を受けながら進んでいることから、国際社会の動向について理解と関心を深めていくことが必要です。

また、国際協力やボランティア活動のニーズの高まりから、女性の国際的な活動が進んでいます。

そのため、国際的な男女共同参画に関する問題や環境問題などの解決に向けた国際協力活動への女性の参画をより一層促進することが必要です。

#### 青年海外協力隊派遣状況（新潟県）



資料：国際協力事業団

#### (施策の基本的方向・施策の展開)

(1) 国際社会の男女共同参画に関する取組への理解を促進します。

- 学校教育や生涯学習の場における国際理解教育を充実します。(教育庁)
- 環境・人権など地球規模で解決しなければならない問題について、女性の理解と関心を高め、意識の醸成や学習機会の提供に努めます。(知事政策局、県民生活・環境部、福祉保健部)

(2) 国際交流や国際協力活動への女性の参画を促進します。

- 青年海外協力隊や国際協力に携わるNPO、NGO等や国際協力に関する各種セミナー等への女性の参画の促進に努めます。(知事政策局)